

専門医安定化資産取扱規程

第1条 公益法人日本精神神経学会（以下、「当法人」という）の事業を適正かつ円滑に運営するため、専門医安定化資産を設ける。

第2条 専門医安定化資産は、勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。

第3条 専門医安定化資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で、専門医安定化資産に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から専門医安定化資産とすることを指定して寄附された財産

第4条 専門医安定化資産は理事長が管理し、別途定める基本財産取扱規程に準じ、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。

第5条 当法人が公益目的事業を継続していく上で、専門医安定化資産を取り崩し事業財源に充てる以外に方法がなく、やむを得ない場合に限り、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、専門医安定化資産の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。

第6条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

附則 この規程は、平成26年3月15日から施行するものとする。